浄化槽管理士免状の交付申請手続について

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室

浄化槽管理士試験の合格者又は浄化槽管理士講習の修了者は、浄化槽管理士免状申請書による申請を行うことによって浄化槽管理士免状の交付を受けることになります。
免状交付の申請にあたっては、下記の要領に従い、間違いのないよう手続を行って下さい。

記

１．申請書

（１）同封の申請書を用いて下さい。

（２）申請書の記載にあたっては、楷書で戸籍謄本又は抄本どおり明確に記入し誤記のないよう注意して下さい。

（３）浄化槽管理士免状への旧姓の併記を希望する場合は、氏名記載欄に以下の記載例のとおり記入して下さい。
記載例）　現姓［旧姓］　名前

（４）申請書の右側上部には、政令（注１）に定める所定の収入印紙 2,300 円を必ず貼付して下さい。なお、収入印紙は国が発行するもののみが有効であり、都道府県が発行する収入証紙は無効です。また、収入印紙に消印を付さないで下さい。

（５）申請書裏面には必ず大臣名を記入して下さい。
現在の環境大臣は **石　原　宏　高** 殿です。

２．添付書類

申請書には、規則（注２）の定めるところにより次の書類を添付して下さい。

（１）戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍（日本の国籍を有しない者にあっては、その国籍等（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等をいう。））の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面　※コピー不可
（申請日より６カ月以内の証明があるもの）
（これらに代わる書面とは全部事項証明又は個人事項証明等）

（２）浄化槽管理士試験の合格証書の写し又は浄化槽管理士講習の修了証書の写し

（３）１.（３）の旧姓の併記を希望する場合は、旧氏欄※に旧姓の記載された住民票、マイナンバーカード又は運転免許証の写し（２.（１）の住民票に旧姓の記載がある場合を除く。）
※ 旧氏欄の旧姓の記載は、本人から市町村への申請が必要です。

３．提出先

申請書の封筒には、「浄化槽管理士免状交付申請書在中」と明記のうえ、郵送又は出向いて提出して下さい。

◎申請書提出先

公益財団法人日本環境整備教育センター内　免状交付担当
〒130-0024　東京都墨田区菊川２－２３－３
電話：03-3635-4881

４．欠格について

申請の内容を故意に偽る等、不正な方法で申請した場合には、免状を交付されないことがあります。

５．交付期間

浄化槽管理士免状は上記１～２の書類等に不備がなければ、申請後２カ月程度で申請者あてに郵送する予定です。

（注１）浄化槽法施行令第３条第１項第５号　（注２）環境省関係浄化槽法施行規則第 15 条

個人情報の保護について
浄化槽管理士免状申請の際、必要な事項として、氏名、生年月日、本籍、現住所、浄化槽管理士試験合格証書番号等の個人情報を記載していただきますが、これらの情報につきましては、法令に定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、浄化槽管理士免状の交付、再交付、書換え及び返納の目的以外に利用いたしません。